

つめ候て有事ニ候。此かわり之儀、能州より申付のほせ可申候。京都より右之分候間、早々申付、いそぎのほせ可申候者也。

文祿參年

三月廿五日

(前田安勝) 五郎兵衛 在印

(七尾) 所口町奉行

下代所へ

【七尾町傳書】

二一〇〇

町のひものや之内、上手を一人申付可上候。來八日ニ京へのほせ、さかなのたぐひをさせ可申候。此方のひものやをも一人あひそへのほせ可申候。同心に上候はねばわる候間、必七日ニ此地迄着候様ニ申付可上候。又二日申遣候いた早々可上候。是も上へ遣用ニ不可有由斷候。謹言。

(年不詳) 十一月四日

(前田) 利家 在印

今井彦右殿

(第二通は之を合叙す。)

五月四日。前田利家 攝津有馬温泉より、本願寺准如に、その使者を派し物を贈りたるを謝す。

【本願寺文書】 山城

二一〇一

御湯治爲御見廻早々御使被參下候。就其我等へも、惟二湯脚三つ被懸御意候儀、御懇志之段別而本懐不淺候。上様御湯相當仕候義、大かたならず候。可御心易候。爰許躰、下刑法具可被申入候條不能懇筆候。恐々謹言。

加賀中納言

(文祿三年) 五月四日

(前田) 利家 在判

(本願寺准如) 光 昭

御報

(文祿三年四月廿九日豊臣秀吉大坂を發して有馬温泉に赴き、五月十二日又大坂に還る。同年四月七日前田利家權中納言に任ず。本文書はこの際のものなるべし。)

六月十五日。前田利家、木村作右衛門外三人が伏見城築造の工事を懈りたるを以てその知行を

沒收す。

二一〇二

【三輪文書】 木村作右衛門尉・今村藤二郎・眞柄助三郎・中川三四郎、此四人今度於伏見御普請無沙汰仕ニ付て、放扶持候條、彼知行方悉可相押候。然上百姓以下一人も於出入仕者可爲曲事候。田畠不荒様ニ堅可申觸者也。

文祿三

六月十五日

(前田利家) 在印

(喜孝) 三輪藤兵衛殿  
(直孝) 大井久兵衛殿

七月十九日。前田利家、鳳至郡大澤村の内記に、肥前名護屋に運漕したる米の勘定狀を與ふ。

【筒井文書】 鳳至郡

二一〇三

文祿貳年なごやへ越米之内かん米之事

一、拾六石貳斗七升五合ノ畚り

此内拾石ハ藏ニて畚り分

但五斗に壹升づゝのかん也

六石貳斗七升五合 有米

利分くゝへて

合九石四斗一升貳合

此金壹兩一文め九ふん七りん

右うけ取、相濟所也。

文祿三年

七月十九日

(前田利家) ちくぜん 在印

大ざのの内き

七月。前田利家、金澤本願寺末寺に制札を與ふ。

【北徴遺文】

二一〇四

禁 制

本願寺末寺

一、當寺參下向之外、見物人いりこむ事。

一、普請道具竹木以下に付て非分申かくる事。

一、寺内并於門前喧嘩口論狼藉事。

付、ひるね之事。

右之條々、若違犯之族有之候者、速可處罪科者也。仍如件。